

受	令和 7 年 8 月 26 日
付	午前・午後 10 時 8 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 7 年 8 月 26 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 勝股修二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 9 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



健康福祉分野において、市民が知りたいことや抱えている課題と
いったニーズを、具体的にどのような手法で把握して講座内容に反
映しているのか伺う。

※ 申し合わせ事項に留意する。

※ 申し合わせ事項に留意する。

生成A Iは導入すれば良いというものではなく、使う人材がいてこそ効果を発揮する。現状では、A Iに詳しい特定の方がいた場合にその分野のみ本領を発揮できるのが現状である。平均的な職員が活用できるような状況を作り出すことが必要であり、A Iに使われるのではなく、A Iを使う人材を育成することが必須である。そこで、A Iを導入するに当たっての人材育成計画について伺う。

※ 申し合わせ事項に留意する。

※ 申し合わせ事項に留意する。